

三条民商

三条民主工商会
三条市奥野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2019年1月28日
2355号

確定申告

平成30年分確定申告のおもな留意点

確定申告書がそろそろ届き始めます。もうすでに計算も終わり準備万端の人、これから一年間の領収書と悪戦苦闘しながら計算する人など様々だと思います。今年の申告の計算をする上での留意点を上げておきます。

今回の申告から

配偶者(特別)控除が変わります。

- ① 配偶者控除が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることがあります。(となりました。なお、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができません。)
- ② 配偶者特別控除の金額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。(改正前:38万円超76万円未満)

以前の申告から

医療費控除の添付書類について

平成29年分の確定申告から、医療費控除の適用を受ける場合、「医療費控除の明細書」(セルフメーティケーション税制の明細書)の添付が必要となりました。医療費等の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間、税務署から領収書(医療費通知に係るもの)を除きます。()の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書は、自宅で保存する必要があります。

※ 平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることがあります。

□生命保険料控除の見直し

- 一般・年金・介護医療に区分され控除額12万円に
- 復興特別所得税が徵収されています。
- 所得税の2.1% (所得税が0円の人は徵収されません)
- 簡易課税制度のみなし仕入率が改正されています。

三条民商

申告で困つてるのはいませんか?みんなのまわりの業者や知り合いなどに声をかけて民商を紹介してください。宣しくお願いします。

加茂支部事務所は

1月31日(木)午後1時30~3時

3時より新聞配達

2月14日(木)午後1時30~3時

3時より新聞配達

急な場合は、三条民商(32-2710)

または役員までご連絡下さい。

☆さかえ豆
入荷しました!

☆労働保険料第三期分の納付期限です!

加茂支部のよ知らせ

さかえ豆

豆菓子です。茶菓子、お酒のおつまみにどうぞ!

塩味 砂糖味 各一袋

250円

加茂支部事務所

■労働保険加入者のみなさんへ

☆労働保険料の第三期分の口座引き落としは1月31日です。口座残高の確認をお願いします。現金納付の方も早めの納入をお願いします。

加茂支部事務所

消費税増税で
は大変

消費税に
つかれまい
大変な年

2019年10月に消費税10%への増税が予定されています。引き上げるかどうかの判断はこの春にも行われます。増税阻止には世論の増税反対の声を大きくすることが不可欠です。

「10%ストップ!ネットワーク署名」へのご協力をお願いします。